



# グループホームはなさか

## 地域連携推進会議

令和8年1月13日

開催場所:おおぞら新野支所会議室

(グループホームはなさか併設相談支援事業所)

# 参加者一覧

- 地域住民代表 新野地区民生委員 山脇 様
- 利用者・家族 利用者代表 川越正裕 様  
家族代表 福島 様
- 関係機関 阿南市地域共生推進課 小川 様
- 事業所職員 管理者 皆谷浩也

# 会議の目的

- ・ 地域との連携強化
- ・ 事業運営の透明性確保
- ・ 利用者の生活の質向上
- ・ 地域課題・要望の共有

# 事業所の概要

- ・介護サービス包括型
- ・定員：16名（短期入所4名）
- ・利用者属性：障害種別・年齢層など  
60代 1名 50代 5名 40代 1名 30代 5名 20代 3名
- ・職員体制：管理者1名、サービス管理責任者1名、世話人8名  
夜勤職員4名
- ・開設年月：令和5年4月

# 令和7年度の運営状況

- 入退去状況      入居者 2名    退去者 2名  
阿南市 6名 美波町 2名 牟岐町 2名 海陽町 5名  
県外 1名
- 医療・福祉機関連携  
協力医療機関 岩城クリニック  
近所の馬原医院 各利用者のかかりつけ医  
各利用者担当の相談支援事業所

# 日常生活支援の状況

- ・ 通院の介助
- ・ 静養時の対応
- ・ 買い物支援

# 防災訓練・避難計画

- 6ヶ月以内に1回、火災避難訓練を実施



# BCP(事業継続計画)

1. 事業を取り巻く環境と事業継続の必要性.....	5	8. 非常時における対応行動手順.....	14
2. 本書の目的と構成 .....	6	8.1 全法人行動フローと行動チェックリスト .....	14
3. 事業継続に向けた取り組みの目標と基本方針 .....	7	8.2 全法人行動フロー .....	14
3.1 事業継続に向けた活動の目標 .....	7	8.3 行動チェックリスト .....	14
3.2 事業継続マネジメント体制 .....	8	9. 事前に実施すべき対策 .....	15
3.3 会議体の設置 .....	8	9.1 共通目標達成のために事前に実施する対策 .....	15
4. 備えるべき脅威の種類と被害想定 .....	9	9.2 課題管理表 .....	15
4.1 備えるべき脅威 .....	9	10. 事業継続計画の運用 .....	16
4.2 脅威発生時の被害想定と脆弱性 .....	10	10.1 対策の実施 .....	16
5. 重要業務と目標復旧時間 .....	11	10.1.1 対策の実施 .....	16
5.1 全法人共通目標 .....	11	10.1.2 対策実施計画の見直し .....	16
6. 事業継続戦略 .....	12	10.2 教育・訓練 .....	16
6.1 事業継続戦略の定義 .....	12	10.2.1 教育・訓練の目的 .....	16
6.2 事業継続戦略 .....	12	10.2.2 部門における教育・訓練 .....	16
7. 非常時における対応体制 .....	13	10.2.3 教育・訓練の実施とフォロー .....	17
7.1 非常時対応体制の設置基準 .....	13	10.3 評価・改善 .....	17
7.2 事業継続戦略の発動 .....	13	10.3.1 評価・改善の目的 .....	17
7.3 事業継続戦略の発動 .....	13	10.3.2 評価・改善内容 .....	17
		10.3.3 BCM 事務局による評価・改善の進捗管理 .....	17
		10.4 報告・是正 .....	18
		10.4.1 報告・是正の目的 .....	18
		10.4.2 総括会議への報告 .....	18

# 福祉避難所

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 柏涛会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

2 前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから14日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるとときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受け入れ等）

第2条 乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

2 甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 福祉避難所への受入期間
- (3) 特別な配慮を要する事情
- (4) 身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第3条 乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第4条 福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第5条 福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成13年阿南市条例第40号）第12条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前30日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう1年間延長したものとみなし、以後この例による。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自そ  
の1通を保有するものとする。

令和6年1月1日

甲 阿南市  
阿南市長 岩佐義弘  


乙 徳島県海部郡美波町北河内344番地1  
社会福祉法人 柏涛会  
理事長 市塚克  


別記（第1条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
グループホーム はなさか	阿南市新野町是国110-2

2018.08.法人

# 課題・改善点

- 地域連携の取り組み
- 余暇行事などの充実

# 意見交換(議事要旨)

- 地域からの意見
- 質疑応答
- 今後の連携に向けた提案

会議へのご参加ありがとうございました。

